

【Q 任期満了に伴う次期役員の選任】

Q 現任役員の任期が満了するのに伴い、次期役員の選任手続きについて教えてください。

- ・ 現任役員の任期満了日 平成21年3月31日

A

任期満了に伴う次期役員の選任手続きの留意事項は次のとおりです。

次期役員は、現任役員の任期満了日である平成21年3月31日までに理事会（又は評議員会）を開催し選任する。

現任役員と次期役員に一人でも交替があった場合における代表者の選任は、次期役員の任期開始日である平成21年4月1日に理事会（又は評議員会）を開催して行います。

の場合、平成21年4月1日に理事会が新役員の都合により開催されず、代表者の選任ができない場合、できるだけ速やかに代表者を選任するための理事会（又は評議員会）を開催して選任します。

この場合、代表者の不在期間が生じることとなり、各理事が当該社会福祉法人を代表することとなります。

任期満了に伴う新たな代表者の選任については、組合等登記令の規定に従い、再任の場合も含めて主たる事務所の所在地において2週間以内に登記を行わなければなりません。